**緊急事態宣言発令による営業について**

緊急事態宣言が1月14日(木)に大阪府に向けて発令されたことを受け、大阪府全域において運動施設の営業時間を20時までの時短営業の要請がありましたので、1月15日(金)以降の営業を時短営業要請中は20時までとさせていただきます。

時短営業につきまして下記のように対応させて頂きます。

スイミング部門

20：00以降の全てのレッスンを中止します。

自由遊泳を19：00～第5レーンにてご利用頂けるように変更します。

スタジオ部門

20：00以降の全てのレッスンを中止します

金曜日の姿勢美人健康体操は19：10～19：55に変更させていただきます。

マックより引き継ぎのナイト会員様につきましては通常18：00～のご利用を16:30～とさせていただきます。

営業時間短縮による月会費の調整・返金はございません。

大変ご不便をお掛け致しますが、何卒、ご理解ご協力の程宜しくお願い致します。

アイランドスポーツクラブ駒川